

福岡県公報

令和元年9月27日
第 42 号

目次

告 示 (第312号 - 第324号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術機関の所在地の変更	(保護・援護課)	6
○公衆浴場の入浴料金の指定	(生活衛生課)	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	6
公 告		
○福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金の承認	(新産業振興課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂 防 課)	7
○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認		

	(教育庁体育スポーツ健康課)	8
○福岡県立総合プールの利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	10
○福岡県立総合射撃場の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	12
○福岡県馬術競技場の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	13
○福岡県立ももち文化センターの利用料金の承認	(文化振興課)	14
○福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認	(文化振興課)	17
○福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金の承認	(公園街路課)	27
○福岡県営名島運動公園の利用料金の承認	(公園街路課)	28
○福岡県営春日公園の利用料金の承認	(公園街路課)	28
○福岡県営中央公園の利用料金の承認	(公園街路課)	29
○福岡県営筑豊緑地の利用料金の承認	(公園街路課)	30
○福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課)	32
○福岡県営筑後広域公園(プール)の利用料金の承認	(公園街路課)	35
○筑後広域公園芸術文化交流施設の利用料金の承認	(文化振興課)	37
○大濠公園能楽堂の利用料金の承認	(文化振興課)	38
○福岡県立勤労青少年文化センターの利用料金の承認	(労働政策課)	38
○福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	41
○福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金の承認	(福祉総務課)	44
雑 報		
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	49
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	50
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	50
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	51
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	51
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	52
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	52
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	53

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………54
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………54
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………55
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………55
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………56
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………56
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………57
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………58
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………58
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………59
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………59
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………60
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………60
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………61

告 示

福岡県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第575号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小木橋1	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字八尋（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第576号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小木橋1	鞍手郡鞍手町大字新延及び大字八尋（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	一般国道	500号	前	小郡市小郡1511番1先から 小郡市小郡1516番8先まで	11.3 ～ 20.9	43.5

			後	小郡市小郡1511番1先から 小郡市小郡1516番8先まで	11.3 ～ 21.4	43.5
--	--	--	---	----------------------------------	-------------------	------

福岡県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田川副線	前	大川市大字一木1254番1先から 大川市大字一木1275番1先まで	8.0 ～ 9.6	78.0
			後	大川市大字一木1254番1先から 大川市大字一木1275番1先まで	9.0 ～ 10.4	

福岡県告示第316号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市建設産業部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の名称
古賀市町川原1区
- 2 指定した土地の区域
古賀市青柳及び川原の各一部

福岡県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生74	とも子どもクリニック	福津市日蒔野五丁目13-1	R1・9・1
古生60	薬王寺在宅クリニック	古賀市薬王寺957	R1・9・1
那珂生3	じんのうち耳鼻咽喉科	那珂川市松木一丁目146	R1・8・1
大生455	佐藤眼科	大牟田市上屋敷町一丁目1-2	R1・9・1
嘉鞍生8	整形外科 健成クリニック	鞍手郡小竹町大字勝野3474-1	R1・7・1
飯生336	内野内科クリニック	飯塚市長尾884-22	R1・9・1
行生146	行橋整形外科	行橋市東泉五丁目1-4	R1・9・3
粕生歯72	さくら歯科	糟屋郡新宮町下府一丁目2-1	R1・8・7

春生歯103	たか歯科クリニック	春日市惣利二丁目49	R1・9・1
筑紫生歯87	加藤田歯科医院	筑紫野市二日市中央二丁目8-8	R1・8・1
大川生歯41	原田歯科医院	大川市大字酒見326・327合併2の1	R1・8・10
大生薬196	みいけ調剤薬局	大牟田市大字三池558-10	R1・8・1
飯生薬174	ゆうゆう薬局	飯塚市川津371-1	R1・8・1
嘉麻生薬27	ハッピー薬局 稲築病院前店	嘉麻市口春734-5	R1・9・1
行生薬85	よしたけ薬局 西宮市店	行橋市西宮市一丁目4-5-102	R1・9・1
大生訪24	訪問看護ステーションメンタップ	大牟田市大字久福木22-4	R1・8・1
宮生訪8	Baby's 訪問看護ステーション	宮若市福丸222-1-2	R1・5・1

福岡県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫生38	加藤田外科歯科医院（医科）	筑紫野市大字杉塚3-3-6	R1・7・31

筑紫地生185	じんのうち耳鼻咽喉科	那珂川市松木一丁目146	R1・7・31
朝生112	あさひクリニック	朝倉郡筑前町朝日576	R1・8・9
嘉鞍生4	整形外科 健成クリニック	鞍手郡小竹町大字勝野3474-1	R1・6・30
粕生歯6	福井歯科医院	糟屋郡志免町桜丘二丁目11-13	R1・7・31
粕生歯7	さくら歯科	糟屋郡新宮町下府一丁目2-1	R1・7・31
筑紫生歯63	加藤田外科歯科医院（歯科）	筑紫野市杉塚三丁目3-6	R1・7・31
大生薬136	みいけ調剤薬局	大牟田市大字三池字平の下558-10	R1・7・31
飯生薬119	スギョウ薬局	飯塚市川津字苅町371-1	R1・7・31
行生訪11	榎屋相談薬舗訪問看護ステーション	行橋市行事四丁目19-7	R1・9・30

福岡県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
福津生72	上田医院	医療法人寛晴会上田医院	福津市宮司六丁目10-1	R1・8・23

宮生薬21	いきいき薬局 杉坂店	すぎさか薬局	宮若市宮田275-12	R1・8・1
-------	------------	--------	-------------	--------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福岡生薬22	ユーカリ薬局	那珂川市仲一丁目124-2	那珂川市仲一丁目52	R1・8・16
小生訪5	ひばり訪問看護ステーション	小郡市小郡504-38	小郡市祇園二丁目1-17	R1・8・20
田川生訪9	訪問看護リヴ	田川郡福智町赤池628番地	田川郡福智町赤池1017-206	R1・8・1

福岡県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
行生マ14	高塚 彰（訪問マッサージ おだやか）	行橋市大字稲童3106-46	R1・7・10
中生マ5	清水 公隆（KEIRO W中間ステーション）	中間市中間一丁目3-7 2F	R1・8・21
飯生柔103	伊藤 雅之（スマイル堂接骨院）	飯塚市川津680-5 ハローデイ敷地内	R1・8・29
宰生柔55	多々良 友一（リカバリ一整骨院 太宰府院）	太宰府市大字通古賀3-3-20 プルニア都府楼	H30・7・29

南筑後生柔14	北島 太郎（つるひさ整骨院）	八女郡広川町大字久泉524-1	R1・7・25
粕生柔186	儀間 道弘（さくら整骨院）	糟屋郡新宮町美咲二丁目8-13	R1・8・15
粕生柔187	嶋内 巧（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R1・8・1
粕生柔188	肘井 隆昇（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R1・8・26
像生はき19	上田 朋之（神湊鍼灸院）	宗像市神湊904	R1・8・1
田生はき20	糸田 麻菜美（KEIRO 田川ステーション）	田川郡福智町赤池942-2 ラーフ赤池A-1号	R1・8・1

福岡県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
行生マ13	松田 勇蔵（訪問マッサージ おだやか）	行橋市大字稲童3106-46	R1・7・9
筑生柔23	古賀 麻衣（陽色整骨院）	筑後市大字馬間田1322	R1・8・7
小生柔34	村岡 謙太（堺整骨院 小郡院）	小郡市小板井118-1	R1・7・31
宰生柔50	多々良 友一（とふろう整骨院）	太宰府市大字通古賀3-16-15-1F	H30・7・22

嘉麻生柔13	上中 康央（あすなる整骨院 碓井店）	嘉麻市上臼井1248-1	R1・8・15
朝倉生はき10	吉川 恭子（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	H31・4・30

福岡県告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生マ39	中山 慎吾（まるしん療養マッサージ）	糟屋郡宇美町原田二丁目5-27	糟屋郡宇美町障子岳二丁目18-30 フースミーツハウスB101	R1・8・1
粕生はき5	中山 慎吾（まるしん療養マッサージ）	糟屋郡宇美町原田二丁目5-27	糟屋郡宇美町障子岳二丁目18-30 フースミーツハウスB101	R1・8・1

福岡県告示第323号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場の入浴料金を次のように指定し、令和元年10月1日から施行する。

公衆浴場の入浴料金の指定（平成21年1月福岡県告示第170号）は令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

公衆浴場入浴料金の価格

大人（12歳以上の者）	450円
中人（6歳以上12歳未満の者）	180円
小人（6歳未満の者）	70円

福岡県告示第324号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
540	福岡市南区和田三丁目1番9号 山田 秀雄	福岡市南区和田三丁目1番9号	令和元年9月12日

公 告

公告

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
福岡県立飯塚研究開発センター
- 位置
飯塚市川津680番地の41
- 利用料金の承認年月日

令和元年9月10日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 研修会議室等

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過1時間ごと
多目的ホール	10,050円	13,400円	10,050円	23,460円	23,460円	33,510円	3,350円
大研修室	6,700円	8,930円	6,700円	15,640円	15,640円	22,340円	2,230円
研修会議室	1時間につき1,110円						

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

品名	単位	金額
ビデオプロジェクターシステム	1式（1時間）	1,080円
オーバーヘッドプロジェクター	1台（1時間）	410円

(2) 研究開発室等

種別	単位	金額
研究開発室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,230円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,870円
試作室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,230円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,870円

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市室岡字中小路553番1、553番2、553番5から553番8まで、554番1から554番3まで、554番7から554番11まで、558番1、558番4及び558番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

広川町大字新代947番地12

株式会社田中不動産

代表取締役 田中 秀保

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市稲元322番1及び323番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市一ツ木1148番地の1

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜馬

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

土砂災害特別警戒区域 小木橋1地区	鞍手郡鞍手町大字新延448-11 社会福祉法人鞍手児童福祉会 理事長 内藤 憲雄
----------------------	--

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県立スポーツ科学情報センター
- 2 位置
福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号
- 3 利用料金の承認年月日
令和元年9月27日
- 4 利用料金（令和元年10月1日以降）
 - (1) 個人使用の場合

種類	単位	区分	料金（1人）
アリーナ	2時間	一般	310円
		児童生徒	150円
トレーニング室	2時間	一般	370円
		児童生徒	190円
クライミングウォール	2時間	一般	310円
		児童生徒	150円
ボルダリングウォール	2時間	一般	310円
		児童生徒	150円

- (2) 占用使用の場合

種類	時間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	9時から12時まで	8,620円	25,870円	112,110円
	13時から17時まで	11,490円	34,490円	149,490円
	18時から21時まで	10,860円	32,580円	141,180円
	9時から17時まで	20,120円	60,370円	261,600円
	13時から21時まで	22,350円	67,070円	290,670円
	9時から21時まで	30,980円	92,950円	402,790円
サブアリーナ	9時から12時まで	4,150円	12,450円	53,980円
	13時から17時まで	5,530円	16,600円	71,970円
	18時から21時まで	5,210円	15,650円	67,820円
	9時から17時まで	9,680円	29,060円	125,960円
	13時から21時まで	10,750円	32,260円	139,800円
	9時から21時まで	14,900円	44,710円	193,780円
多目的アリーナ	9時から12時まで	3,830円	11,490円	49,820円
	13時から17時まで	5,100円	15,330円	66,440円
	18時から21時まで	4,790円	14,370円	62,280円
	9時から17時まで	8,940円	26,830円	116,270円
	13時から21時まで	9,900円	29,700円	128,720円
	9時から21時まで	13,730円	41,200円	178,550円

クライミングウ ォール	9時から 12時まで	2,810円	8,450円	36,660円
	13時から 17時まで	3,750円	11,280円	48,880円
	18時から 21時まで	3,550円	10,650円	46,160円
	9時から 17時まで	6,570円	19,730円	85,540円
	13時から 21時まで	7,310円	21,930円	95,040円
	9時から 21時まで	10,130円	30,390円	131,700円
ボルダリングウ ォール	9時から 12時まで	1,560円	4,690円	20,360円
	13時から 17時まで	2,080円	6,260円	27,150円
	18時から 21時まで	1,980円	5,950円	25,790円
	9時から 17時まで	3,650円	10,960円	47,520円
	13時から 21時まで	4,070円	12,220円	52,950円
	9時から 21時まで	5,630円	16,910円	73,320円

(3) 宿泊室

種 類	単 位	区 分	料 金 (1人)
宿泊室 (洋室)	1泊	一 般	3,190円
		児童生徒	1,590円
宿泊室 (和室)	1泊	一 般	1,380円
		児童生徒	690円

(4) 附属施設

施 設 名	料 金
会 議 室	1時間につき 470円
第 1 研 修 室	1時間につき 470円
第 2 研 修 室	1時間につき 370円

第 3 研 修 室	1時間につき	900円
第 4 研 修 室	1時間につき	1,010円
和 室	1時間につき	690円
視 聴 覚 室	1時間につき	950円

備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりである。

種 別	単 位	利用料金	備 考
得点表示盤	一式1回 (1日)	2,550円	移動式
放送設備	一式1回 (1日)	3,190円	
掲示板支持装置A	1平方メートル1回 (1日)	3,190円	スポーツ大会の場合 (長期継続使用の場合を除く。)
	1平方メートル1回 (1日)	6,380円	スポーツ大会以外の場合 (長期継続使用の場合を除く。)
掲示板支持装置B	1平方メートル1回 (1日)	1,060円	長期継続使用の場合
バレーボール用フロアコート	一式1回 (1日)	68,240円	
テニス用フロアコート	一式1回 (1日)	40,770円	
バドミントン用フロアコート	一式1回 (1日)	16,290円	
いす	1脚1回 (1日)	120円	観客用折りたたみいす
フロアシート	1枚1回 (1日)	830円	
コインロッカー	1回	50円	

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

区 分	利用料金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

4 占有使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

5 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。

6 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占有使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

10 メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次

のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立総合プール

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月27日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 個人使用の場合

種 類	期 間	単 位	区 分	料金（1人）
プール	7月1日から9月30日まで	1 回	一 般	560円
			生 徒	340円
			児 童	220円
	10月15日から翌年6月30日まで（25メートルプールのみ）	1 回	一 般	790円
			生 徒	450円
			児 童	340円
スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	1 回	一 般	1,090円
			生 徒	780円
			児 童	580円

ただし、プールにおいて1回あたりの利用時間が2時間以内の場合は次のとおりとする。

種 類	期 間	単 位	区 分	料金（1人）
プール	7月1日から9月30日まで	1 回	一 般	420円
			生 徒	320円
			児 童	210円

	10月15日から翌年6月30日まで(25メートルプールのみ)	1回	一般	420円
			生徒	320円
			児童	210円

(2) 占用使用の場合

種類	期間	時間	50メートルプール スケートリンク			25メートルプール		飛込プール		
			アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
プール	5月20日から9月30日まで (25メートルプールにあつては、7月1日から9月30日まで)	9時から13時まで	50,120円	150,380円	300,770円	34,170円	102,530円	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		13時から17時まで	50,120円	150,380円	300,770円	34,170円	102,530円			
		17時から21時まで	62,650円	187,980円	375,960円	42,150円	126,460円			
		9時から17時まで	100,250円	300,770円	601,540円	68,350円	205,070円			
		13時から21時まで	112,780円	338,360円	676,730円	76,330円	228,990円			
		9時から21時まで	162,910円	488,750円	977,500円	110,510円	331,530円			
	10月15日から翌年6月30日まで	9時から13時まで				51,260円	153,800円			
		13時から17時まで				51,260円	153,800円			
		17時から21時まで				63,790円	191,400円			
		9時から17時まで				102,530円	307,600円			
		13時から21時まで				115,060円	345,200円			
		9時から21時まで				166,330円	499,000円			
スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	9時から13時まで	66,070円	198,230円	396,470円					
		13時から17時まで	66,070円	198,230円	396,470円					
		17時から21時まで	83,160円	249,500円	499,000円					
		9時から17時まで	132,150円	396,470円	792,940円					
		13時から21時まで	149,240円	447,740円	895,480円					
		9時から21時まで	215,320円	645,970円	1,291,950円					

(3) 附属施設

施設名	料金
会議室	1時間につき 560円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種別	単位	利用料金	備考
電光掲示板	一式1回(1日)	13,670円	固定式
電光掲示板	一式1回(1日)	6,830円	移動式
自動計時装置	一式1回(1日)	3,410円	タッチボード等
水球用35秒計	一式1回(1日)	3,410円	
放送設備	一式1回(1日)	3,410円	
水泳競技用具	一式1回(1日)	3,410円	競技種目別
ペースタイマー	一式1回(1日)	3,410円	
審判台	1組1回(1日)	1,130円	水球用
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,410円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	6,830円	スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)
掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,130円	長期継続使用の場合
アイスホッケーゴールポスト	一式1回(1日)	3,410円	
コインロッカー	1回	50円	

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算する。

区分	利用料金
----	------

広告掲示物の掲出を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。

電	気	実費相当額
冷	暖房	実費相当額

- 4 占用使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコースロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 5 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 6 占用使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 9 「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童及び生徒以外の者をいう。
- 10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合射撃場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立総合射撃場

2 位置

筑紫野市大字袖須原223-25

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月27日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 個人使用の場合

種 類		単 位	区 分	料 金（1人）
ライフル射撃場	エアライフル	1 日	児童及び生徒	230円
			学 生	430円
			その他の者	640円
	ビームライフル	1 日	児童及び生徒	190円
			学 生	390円
			その他の者	600円
	スモールボアライフル	1 日	生 徒	510円
			学 生	700円
			その他の者	910円
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		1 日		2,540円
大口径射撃場	ライフル銃	1 日		2,410円
	散弾銃（スラグ弾）	1 日		2,830円

(2) 占用使用の場合

種 類	単 位	料 金
エアライフル	9時から12時まで	40円に利用人数を乗じた額及び10,180円の合計額
	12時から17時まで	40円に利用人数を乗じた額及び17,000円の合計額

ライフル射撃場		9時から17時まで	40円に利用人数を乗じた額及び27,290円の合計額
	スモールボアライフル	9時から12時まで	310円に利用人数を乗じた額及び10,180円の合計額
		12時から17時まで	310円に利用人数を乗じた額及び17,000円の合計額
		9時から17時まで	310円に利用人数を乗じた額及び27,290円の合計額
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		1 日	1,930円に利用人数を乗じた額及び18,740円の合計額
大口径射撃場	ライフル銃	9時から12時まで	960円に利用人数を乗じた額及び23,830円の合計額
		12時から17時まで	960円に利用人数を乗じた額及び38,500円の合計額
		9時から17時まで	960円に利用人数を乗じた額及び58,360円の合計額
	散弾銃（スラグ弾）	9時から12時まで	960円に利用人数を乗じた額及び30,450円の合計額
		12時から17時まで	960円に利用人数を乗じた額及び47,760円の合計額
		9時から17時まで	960円に利用人数を乗じた額及び72,920円の合計額

備考

- 1 料金が日を単位として定められている場合において、使用時間が1日に満たないときは、1日とする。
- 2 「占有使用」とは、ライフル射撃場のエアライフル若しくはスモールボアライフル若しくは大口径射撃場の施設を独占して使用する場合又はスキート射撃場若しくはトラップ射撃場の1面を独占して使用する場合をいい、「個人使用」とは、ライフル射撃場のビームライフルの施設にあっては当該施設を使用する場合を、それ以外の施設にあっては占有使用以外の場合をいう。
- 3 「児童」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者（ライフル射撃場のエアライフルの施設の個人使用の場合にあっては10歳未満の者を除く。）を、「生徒」とは中学校（義務

教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者（ライフル射撃場のスモールボアライフルの施設の個人使用の場合にあっては18歳未満の者を除く。）を、「学生」とは大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県馬術競技場
- 2 位置
古賀市筵内564番地
- 3 利用料金の承認年月日
令和元年9月27日
- 4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 個人使用の場合

区 分	2時間以内	超過1時間ごと
児 童 生 徒	910円	450円
一 般	1,360円	680円

(2) 占有使用の場合

区 分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
馬場馬術競技場	7,400円	7,400円	14,810円
障害馬術競技場	14,810円	14,810円	29,620円

覆い馬場	11,960円	11,960円	23,920円
------	---------	---------	---------

(3) 厩舎

1房につき1日 1,130円

(4) 附属施設

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会議室	1,130円	1,360円	2,500円
研修室	2,270円	2,840円	5,120円

備考

- 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額を含むものとする。
- 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

公告

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立ももち文化センター

2 位置

福岡市早良区百道二丁目3番15号

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月12日

4 利用料金（令和元年10月1日）

(1) 施設利用料金

ア 大ホール

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
平日	12,400円	24,800円	37,210円	37,200円	62,010円	74,410円
土・日・休日	14,880円	29,760円	44,650円	44,640円	74,410円	89,290円

イ 本館各施設

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
小ホール	9,920円	12,400円	12,400円	22,320円	24,800円	34,720円
2階展示ホール	5,580円	7,440円	7,440円	13,020円	14,880円	20,460円
3階展示ホール	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
特別会議室	6,690円	8,930円	8,930円	15,620円	17,860円	24,550円
会議室第1	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室第2	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室第3	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室第4	2,720円	3,720円	3,720円	6,440円	7,440円	10,160円
会議室第5	1,350円	1,860円	1,860円	3,210円	3,720円	5,070円
会議室第6	1,350円	1,860円	1,860円	3,210円	3,720円	5,070円

第1研修室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
第2研修室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
第3研修室	4,290円	5,720円	5,720円	10,010円	11,440円	15,730円
第4研修室	4,290円	5,720円	5,720円	10,010円	11,440円	15,730円
視聴覚教室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
音楽室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
一般教室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
アトリエ	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円
料理教室	6,690円	8,930円	8,930円	15,620円	17,860円	24,550円
和室	3,340円	4,460円	4,460円	7,800円	8,920円	12,260円
茶室	2,230円	2,970円	2,970円	5,200円	5,940円	8,170円
練習室	4,710円	6,200円	6,200円	10,910円	12,400円	17,110円

備考

- 1 大ホールは、次に掲げる附属設備の額を含む。
 - (1) フットライト（60ワット 19個）
 - (2) ボーダーライト（150ワット 20個）
 - 2 大ホール利用者が利用の際、第三者から入場料若しくはこれに相当する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - 3 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は、電気、水道又はガスの使用料金の実費に相当する額を基本額に加算する。
 - 4 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- (2) 超過利用料金等
- ア 利用時間を超えてセンターを利用する場合

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から 午前9時まで	施設利用料金に掲げる 午前9時から正午まで の額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後 5時まで	施設利用料金に掲げる 午後1時から午後5時 までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える 場合	100パーセントに相当する額
午後5時から午後 9時まで(大 ホールについて は午後10時)まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 (大ホールについては 午後10時)までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え 2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える 場合	100パーセントに相当する額
午後9時(大ホール については午後 10時)から午前 零時まで	施設利用料金に掲げる 午後6時から午後9時 (大ホールについては 午後10時)までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超える 場合	100パーセントに相当する額

- イ 大ホールの利用者が、練習、準備等のために大ホールを利用する場合 施設利用料金の70パーセントに相当する額
- (3) 附属設備、器具等の利用料金

区分	品名	単位	金額(1回につき)	備考
大ホール	所作台	1式	3,710円	
	平台	1枚	110円	
	仮設花道	1箇所	2,470円	
	花道用所作台	1式	1,230円	
	金屏風	1双	860円	
	銀屏風	1双	860円	
	毛せん	1枚	110円	
	上敷	1枚	110円	

紗幕	1枚	610円	
指揮台・譜面台	1組	240円	
譜面台	1台	40円	
箱馬	1個	20円	
折たたみ馬	1個	20円	
演台	1台	610円	脇台を含む。
花台	1台	110円	
反響板	1組	2,470円	両側正面及び天井を各1組とする。
補助椅子	1脚	40円	
机	1脚	70円	
ホワイトボード	1個	110円	
木頭ツケ板	1式	110円	
吊りバトン	1個	610円	電動式
吊りバトン	1個	360円	手動式
ピアノ	1台	3,710円	調律料を含まない。
第1ボーダーライト	1式	360円	150ワット
第2ボーダーライト	1式	360円	150ワット
第3ボーダーライト	1式	360円	150ワット
スポットライト	1台	240円	1キロワット
スポットライト	1台	170円	500ワット
アッパー水平ライト	1式	980円	200ワット
ローア水平ライト	1式	980円	200ワット
フットライト	1式	300円	60ワット
フロントサイドスポット	1台	240円	1キロワット
センターピンスポット	1台	1,230円	2キロワット
シーリングスポット	1台	240円	1キロワット
ストリップライト	1本	170円	100ワット
スタンド	1台	110円	
エフェクトマシン	1台	860円	
ミラーボール	1台	610円	

	オーロラマシン	1台	610円	
	波マシン	1台	610円	
	ダブルマシン	1台	610円	
	ベーススタンド	1台	60円	
	先玉	1個	60円	
	拡声装置Aセット	1式	1,860円	
	拡声装置Bセット	1式	2,470円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	610円	
	マイクロホン	1本	360円	
	ワイヤレスマイクロホン1	1本	980円	1チャンネル
	録音再生機	1台	610円	
	マイクスタンド	1台	60円	
	エレベーターマイクロホン装置	1台	360円	電動式
	スクリーン	1式	1,230円	スクリーンのみ使用の場合
	楽屋	1室	610円	
	シャワー室	1室	610円	
小ホール	拡声装置A	1式	1,230円	固定式
	カセットテープレコーダー	1台	610円	
	CDプレーヤー	1台	610円	
	マイクロホン	1本	240円	有線
	ピアノ	1台	2,470円	調律料は含まない。
全館共通	コンセント	1個	110円	1キロワット
	移動式スクリーン	1式	610円	
	パネル	1面	60円	
	パネル支柱	1脚	20円	
	TVビデオセット	1式	1,230円	
	レーザーポインター	1個	110円	
	ワイヤレスマイクロホン2	1本	610円	

拡声装置B	1式	610円	移動式
その他の設備・器具	1個	5,220円	

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる金額の25パーセントに相当する額とする。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23条）第6条第2項の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
福岡県国際文化情報センター
- 位置
福岡市中央区天神一丁目1番1号
- 利用料金の承認年月日
令和元年9月12日
- 利用料金（令和元年10月1日以降）
(1) 施設基本料金

ア (ア) 福岡シンフォニーホール

(単位：円)

利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
入場料金等区分				

平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	81,400	146,300	218,900	401,500
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	105,600	190,300	284,900	522,500
	入場料の額が3,001円以上の場合	137,500	248,600	372,900	683,100
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	96,800	174,900	262,900	481,800
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	126,500	227,700	341,000	625,900
	入場料の額が3,001円以上の場合	166,100	298,100	446,600	819,500

(イ) 福岡シンフォニーホール（室内楽形式利用による小規模音楽公演）（単位：円）

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
入場料金等区分					
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	62,700	112,200	168,300	309,100
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	81,400	146,300	218,900	401,500
	入場料の額が3,001円以上の場合	105,600	190,300	284,900	522,500
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	74,800	134,200	202,400	370,700
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	96,800	174,900	262,900	481,800
	入場料の額が3,001円以上の場合	126,500	227,700	341,000	625,900

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール

(単位：円)

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
入場料金等区分					
	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	62,700	113,300	169,400	311,300

平日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	81,400	147,400	221,100	404,800
	入場料の額が3,001円以上の場合	106,700	192,500	288,200	529,100
	商業展示の場合	160,600	289,300	433,400	794,200
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	75,900	136,400	203,500	374,000
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	97,900	177,100	265,100	486,200
	入場料の額が3,001円以上の場合	128,700	231,000	346,500	635,800
	商業展示の場合	192,500	346,500	520,300	953,700

ウ 国際会議場 (単位：円)

利用区分 入場料金等区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	83,600	108,900	108,900	271,700
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	108,900	141,900	141,900	353,100
	入場料の額が3,001円以上の場合	143,000	185,900	185,900	462,000
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	100,100	130,900	130,900	325,600
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	130,900	169,400	169,400	423,500
	入場料の額が3,001円以上の場合	170,500	222,200	222,200	553,300

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール (単位：円)

利用区分 入場料金等区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	9,900	17,600	24,200	46,200

平日	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	13,200	23,100	30,800	60,500
	入場料の額が3,001円以上の場合	16,500	29,700	39,600	78,100
	商業展示の場合	25,300	45,100	60,500	117,700
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	12,100	20,900	28,600	55,000
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	15,400	27,500	36,300	71,500
	入場料の額が3,001円以上の場合	19,800	36,300	48,400	93,500
	商業展示の場合	29,700	53,900	72,600	140,800

(イ) セミナー室 (単位：円)

利用区分 目的区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	文化振興等	5,390	7,040	7,040	17,600
	その他	16,280	21,230	21,230	52,800
土・日・祝日	文化振興等	6,490	8,470	8,470	21,120
	その他	19,580	25,410	25,410	63,360

(ウ) 交流ギャラリー (単位：円)

利用区分 目的区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	非営利目的	22,000	28,600	28,600	72,600
	営利目的	67,100	86,900	86,900	217,800
土・日・祝日	非営利目的	26,400	35,200	35,200	86,900
	営利目的	80,300	104,500	104,500	260,700

オ 会議室 (単位：円)

会議室名		基本料金 (3時間まで)	3時間を超え13時間までの 1時間当たり加算額	(参考) 13時間利用 (9:00~22:00)
平 日	大会議室	72,930	7,150	144,430
	501会議室	13,200	1,100	24,200
	502会議室	10,560	880	19,360
	503会議室	10,560	880	19,360
	601会議室	18,480	1,540	33,880
	602会議室	14,520	1,210	26,620
	603会議室	13,200	1,100	24,200
	604会議室	13,200	1,100	24,200
	605会議室	17,160	1,430	31,460
	606会議室	23,760	1,980	43,560
	607会議室	25,080	2,090	45,980
	608会議室	25,080	2,090	45,980
	609会議室	10,560	880	19,360
	701会議室	10,560	880	19,360
	702会議室	10,560	880	19,360
土・日・祝 日	大会議室	90,090	7,150	161,590
	501会議室	16,500	1,100	27,500
	502会議室	13,200	880	22,000
	503会議室	13,200	880	22,000
	601会議室	23,100	1,540	38,500
	602会議室	18,150	1,210	30,250
	603会議室	16,500	1,100	27,500
	604会議室	16,500	1,100	27,500
	605会議室	21,450	1,430	35,750
	606会議室	29,700	1,980	49,500
	607会議室	31,350	2,090	52,250
	608会議室	31,350	2,090	52,250
	609会議室	13,200	880	22,000
	701会議室	13,200	880	22,000
	702会議室	13,200	880	22,000
703会議室	13,200	880	22,000	

カ 練習室 (単位:円)

施設名		利用区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00~22:00	終日 9:00~22:00
平 日	練習室 1		3,850	7,700	11,660	20,900
	練習室 2		1,430	2,970	4,400	7,920
	練習室 3		1,430	2,970	4,400	7,920
	練習室 4		770	1,430	2,200	3,960
	練習室 5		770	1,430	2,200	3,960
土・日・祝 日	練習室 1		4,620	9,240	13,970	25,080
	練習室 2		1,760	3,520	5,280	9,460
	練習室 3		1,760	3,520	5,280	9,460
	練習室 4		880	1,760	2,640	4,730
	練習室 5		880	1,760	2,640	4,730

備考

- 1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 利用区分
 - (1) 会議室を除く各施設
利用区分（「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。）内の一部の時間の利用は、当該利用区分のすべてを利用したもののみなす。
 - (2) 会議室
ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。
イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金に超過した時間数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したもののみなす。
- 3 入場料金等区分
 - (1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。
 - (2) 入場料金に段階があるときは、当該入場料金の最高額をもって料金表を適用する。
 - (3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券

の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料金とみなして、料金表を適用する。

- (4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。
- (5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。
- (6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びパーティ利用等については、「3,001円以上及び非商業展示」の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

(1) セミナー室

ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認めるものをいう。

- a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）
- b 地域文化に関するセミナー等
- c 国際的な学術文化に関するセミナー等

イ 上記のa～cに該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、「その他」を適用する。

- a 入場料金を徴するもの
- b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの
- c 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝を目的とするもの

(2) 交流ギャラリー

ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 入場料金を徴する場合

b 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合

c 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合
イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。

5 リハーサル等利用

リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等」という。）で一の利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。ただし、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。

6 同一利用日内の2区分連続利用

同一利用日内において、午前及び午後又は午後及び夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の合計額9割相当額（百円未満四捨五入）とする。

ただし、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。また、「終日料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。

7 超過利用料金

(1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の2区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金（百円未満四捨五入）を徴収する。

ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは4）で除して得た額。

イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額。

ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。なお、上記時間の一部の利用は、そのすべてを利用したものとみなす。

(2) 止むを得ない事情により会議室・練習室を除く施設において、22時以降、翌

日の9時までの間に施設を利用する場合は、1時間ごとに、当該施設の「平日・夜間」の利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額の5割増（百円未満四捨五入）の超過料金を徴収する。

ただし、当該時間をリハーサル等のため利用する場合は、1時間ごとに、上記により算定して得た1時間当たりの金額の7割相当額（百円未満四捨五入）を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

(3) 22時から翌日の9時までの間に会議室を利用する場合は、1時間ごとに、当該会議室の平日の「1時間当たり加算額」に2を乗じて得た超過料金を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

8 2分割利用

(1) イベントホールをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の0.55を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.45を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の0.75を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.65を乗じて得た額とする。

(2) 大会議室又は交流ギャラリーをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の0.50を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.50を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の0.70を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.70を乗じて得た額とする。

9 臨時開館による利用

休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則に基づき、知事が必要と

認めて臨時開館を行い利用する場合は、土・日・祝日の利用料金を適用する。

(2) 附属設備等利用料金

ア 福岡シンフォニーホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽屋	大楽屋1	室	3,740	(定員69人)
	大楽屋2	室	1,870	(定員30人)
	楽屋1	室	2,530	(定員3人)
	楽屋2	室	2,530	(定員3人)
	楽屋3	室	2,090	(定員2人)
	楽屋4	室	2,090	(定員2人)
	ソリスト控室	室	3,740	(定員3人) ピアノあり
	主催者控室	室	440	(定員8人)
	指揮者控室	室	4,730	(定員3人)、ピアノあり
楽器	フルコンサートピアノⅠ (外国製)	台	17,600	スタインウェイD274
	フルコンサートピアノⅡ (外国製)	台	17,600	ベーゼンドルファー290
	フルコンサートピアノⅢ (日本製)	台	9,900	ヤマハCFⅢ-S
	チェンバロ	台	9,900	DUNS TEW DAVID J.RUBIO 1971
舞台	オーケストラピット	式	16,170	1 催事当たりの金額
	ひな段迫り	式	13,200	9 分割、1 催事当たりの金額
	プロセニウムセット	式	22,440	1 催事当たりの金額
	室内楽用音響反射板セット	式	22,440	1 催事当たりの金額
	楽士椅子	脚	110	
	楽士椅子A	式	4,400	51脚～80脚
	楽士椅子B	式	6,600	81脚以上
	譜面台	台	110	
	譜面灯	台	165	
	指揮者台セット	式	825	
	長机	台	165	
	椅子	脚	55	
	コーラス台1	台	220	H600×W1800×D600

照明	コーラス台2	台	220	H300×W1800×D600
	金屏風	双	2,970	6曲1双 H2400
	プログラムスタンド	台	330	H1500×W420
	演台	式	880	H1100×W1400×D600
	司会者台	台	660	H1150×W750×D500
	国旗	枚	770	H1500×W2250
	県旗	枚	770	H1500×W2250
	地絨	枚	4,400	18m×11m グレー・1枚
	照明 Aセット	式	7,700	作業明かり
	照明 Bセット	式	16,500	反響板灯
	照明 Cセット	式	11,000	2susまで
	照明 Dセット	式	37,400	3susまで
	ボーダーライト	列	1,100	
	アッパーホリゾンライト	式	3,300	
	ローアホリゾンライト	式	2,200	
	シーリングスポットライト	式	4,400	
	ピンスポットライト (2KW)	台	3,740	クセノン
	スポットライト (1KW未満)	台	330	
	スポットライト (1KW)	台	550	
	スポットライト (1.5KW)	台	770	
	スポットライト (2KW)	台	1,100	
スポットライト (3KW)	台	1,320		
ストリップライト (130W×12灯)	台	330		
ストリップライト (130W×6灯)	台	165		
PTFCスポットライト	台	3,300	フロントスポットライト	
効果用スポットライト (1KW)	台	880	エフェクトマシンは含まない	

音響	効果用スポットライト (2KW)	台	1,100	エフェクトマシンは含まない
	エフェクトマシン	台	1,100	
	ミラーボール	台	2,970	
	ストロボ	台	1,100	
	カラーチェンジャー	台	1,100	
	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
	カラーフィルター	枚	330	
	特殊電源料 (1KWにつき)	KW	495	
	持込器具 (1KWにつき)	KW	275	
	拡声装置	式	5,500	
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	MDプレーヤー	台	2,200	
	DAT	台	2,750	
	CDプレーヤー	台	1,540	
	3点吊マイク装置	台	1,100	マイク別
	1点吊マイク装置	台	550	マイク別
	マイクロフォン (ワイヤレス)	本	2,750	
	マイクロフォン (コンデンサ)	本	2,200	
	マイクロフォン (有線)	本	1,320	
	マイクスタンド (大型)	台	220	
	マイクスタンド (その他)	台	220	
	移動型スピーカー (大型)	台	2,200	
	移動型スピーカー (中型)	台	1,650	
	移動型スピーカー (小型)	台	1,100	
	ワイヤレスインカム	台	1,100	
	PA持込料	式	15,400	持込卓がある場合
	録音録画料	式	6,600	

	中継ミキサー室	式	6,600	
映像	スクリーン	式	4,730	9m×3.4m
その他	インターネット回線	式	3,300	
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 				

イ イベントホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽屋	楽屋1(個室)	室	2,860	(定員3人)
	楽屋2(個室)	室	3,300	(定員3人)
	楽屋3(個室)	室	2,860	(定員3人)
	応接控室	室	3,300	(定員5人)
	主催者控室	室	440	(定員8人)
	控室1	室	1,210	(定員12人)
	控室2	室	1,650	(定員16人)
楽器	フルコンサートピアノ(日本製)	台	9,900	カワイEX
舞台	演台	式	880	H1125×W835×D555
	金屏風	双	2,970	6曲1双 H2400
	平台	台	330	H300×W900×D1800
	めくり台	台	495	H1500×W420
	国旗	枚	770	H900×W1350
	県旗	枚	770	H900×W1350
	譜面台	台	110	折りたたみ式
	長机	台	165	H700×W1800×D600
	長机(幕板付き)	台	165	H700×W1800×D600
	長机(料理台用)	台	165	H700×W1800×D900
	丸テーブル	台	220	900φ・H700mm

	椅子	脚	55	
照明	Aセット	式	7,700	地明かり
	Bセット	式	11,000	100KWまで
	アッパーホリゾントライト	色	550	
	ローアホリゾントライト(300W)	式	2,200	
	ローアホリゾントライト(130W)	式	770	
	ピンスポットライト(2KW)	台	3,740	クセノン
	ピンスポットライト(1KW)	台	2,970	ハロゲン
	スポットライト(1KW未満)	台	330	
	スポットライト(1KW)	台	550	
	スポットライト(1.5KW)	台	770	
	スポットライト(2KW)	台	1,100	
	ミラーボール	式	2,970	(600φ)
	ミラーボール	式	1,540	(300φ)
	効果用スポットライト(1KW)	台	880	
	エフェクトマシン	台	1,100	
	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
カラーフィルター	枚	330		
特殊電源料(1KWにつき)	KW	495		
持込器具(1KWにつき)	KW	275		
音響	拡声装置	式	5,500	
	移動型操作卓	卓	4,400	カセット、CD付
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	MDプレーヤー	台	2,200	
	CDプレーヤー	台	1,540	
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	2,200	

	マイクロフォン（コンデンサ）	本	1,430	
	マイクロフォン（有線）	本	880	
	マイクスタンド（大型）	台	220	
	マイクスタンド（その他）	台	220	
	移動型スピーカー（中型）	台	1,650	
	移動型スピーカー（小B型）	台	1,100	
	PA持込料	式	15,400	持込卓がある場合
	録音録画料	式	6,600	
	中継ミキサー室	式	6,600	
映像	ビデオプロジェクター	1面	17,600	200インチ
	S-VHS	台	2,200	
	DVDプレーヤー	台	2,200	
	スクリーン	式	4,730	9m×4.7m、巻取式
	撮影用カメラ	台	14,300	
その他	インターネット回線	式	3,300	
備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

ウ 国際会議場

部門	品名	単位	料金（円）	内容
楽屋	VIPルーム	室	19,800	（定員約9人）
	特別控室1	室	4,620	（定員約8人）
	特別控室2	室	7,590	（定員約8人）
	特別控室3	室	3,410	（定員約5人）
	特別控室4	室	3,410	（定員約5人）
	特別控室5	室	4,290	（定員約7人）
舞台	金屏風	双	2,970	6曲、W750×H2450

照明	ピンスポットライト（1KW）	台	2,970	ハロゲン
	特殊電源料（1KW）	KW	495	
	持込器具（1KW）	KW	275	
音響	拡声装置	式	3,300	
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,540	
	DAT	台	2,750	
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	1,650	
	マイクロフォン（有線）	本	440	
	マイクスタンド（大型）	台	220	
	マイクスタンド（卓上型）	台	220	
映像	移動型スピーカー（大型）	台	1,760	
	PA持込料	式	15,400	
	ビデオプロジェクター	面	7,700	120インチ
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	
	スクリーン（OHP含む）	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
その他	AVワゴン	台	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	三折式パーテーション	式	2,200	5枚、1.8m×1.8m 折りたたみ式
	同時通訳装置	式	16,500	6チャンネル、レシーバーなし
	同時通訳者ブース	室	1,100	
その他	インターネット回線	式	3,300	
	備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。			

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

部門	品名	単位	料金（円）	内容
楽器	セミコンサートピアノ	台	4,400	ヤマハC7E

舞台	演台	台	880	700×500×1000
照明	調光装置	式	2,750	
	スポットライト（1KW未満）	台	330	
	照明持込料	式	13,200	持込卓がある場合
	特殊電源料（1KWにつき）	KW	495	
	持込器具（1KWにつき）	KW	275	
音響	拡声装置	式	2,750	
	MDプレーヤー	台	2,200	
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,540	
	DAT	台	2,750	
	カセットテープレコーダー	台	1,540	
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	2,200	
	マイクロフォン（コンデンサ）	本	880	
	マイクロフォン（有線）	本	440	
	マイクスタンド（大型）	本	220	
	マイクスタンド（ブーム型）	本	220	
	移動型スピーカー	台	1,100	
	PA持込料	式	15,400	
	音響反射板	式	2,200	
	映像	ビデオプロジェクター	面	8,800
S-VHS、DVDプレーヤー		台	2,200	
スクリーン（OHP含む）		台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
OHC		台	3,300	書画カメラ
その他	インターネット回線	式	3,300	
	三折式パーテーション	式	2,200	5枚、1.8m×1.8m 折りたたみ式
備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

(イ) セミナー室

部門	品名	単位	料金（円）	内容
音響	コントロール卓	式	2,750	カセットデッキ（セミナー室2のみ）
	コントロール卓専用マイクロフォン	本	440	
	マイクスタンド（床上型）	台	220	
	マイクスタンド（卓上型）	台	220	
	ワイヤレスマイク	本	1,650	ポータブルアンプ専用・1本まで接続可能
	ポータブルアンプ	式	1,650	
	CD・MDラジカセ	台	1,540	
映像	AVワゴン	台	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	OHC	式	3,300	書画カメラ
	スクリーン（OHP含む）	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	スライド映写機	台	1,650	S-AVハログেনスライド
	DVDプレーヤー	台	2,200	
その他	三折式パーテーション	枚	550	1800×1800 折りたたみ式
	インターネット回線	式	3,300	
備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

(ウ) 交流ギャラリー

部門	品名	単位	料金（円）	内容
照明	スポットライト（85W・100W）	台	220	
	特殊電源料（1KWにつき）	KW	495	
	持込器具（1KWにつき）	KW	275	
音響	コントロール卓	式	2,200	カセットデッキ、CDプレーヤー
	マイクロフォン（有線）	本	440	
	マイクスタンド（床上型）	個	220	
	マイクスタンド（卓上型）	個	220	

	ポータブルアンプ	式	1,650	カセットデッキ及び有線マイク1本付属
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	1,650	ポータブルアンプ専用
	CD-MDラジカセ	台	1,540	
映像	AVワゴン	式	5,500	37型TV、DVDプレーヤー
	スクリーン（OHP含む）	台	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200	
その他	可動パネル	枚	220	1200×2400
	展示台	台	220	750×600×700
	展示ステージ	台	220	750×600×185
	三折式パーテーション	枚	550	1800×1800 折りたたみ式
	インターネット回線	式	3,300	利用区分なし
備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

オ 会議室

部門	品名	単位	料金（円）		内容
			大会議室	会議室	
照明	特殊電源料（1KWにつき）	KW	495		
	持込器具（1KWにつき）	KW	275		
音響	拡声装置	式	3,300		
	ポータブルアンプ	式	1,650		カセット、マイク1
	レクチュア台（606.607.608 会議室のみ使用可能）	式	2,200		固定マイク1本、CDデッキ付属
	録音卓	台	1,650		カセット、マイク2（拡声なし）
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	1,650	1,650	
	マイクロフォン（有線）	本	440	440	
	マイクスタンド（大型）	台	220	220	

映像	マイクスタンド（卓上型）	台	220	220	
	カセットデッキ	台	1,540		
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,540	1,540	
	ビデオプロジェクター	面	6,600		100インチ
	AVワゴン	式		5,500	37型TV、DVDプレーヤー
その他	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,200		
	スクリーン（OHP含む）	台	1,650	1,650	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	スライドテレビコンバーター	台	3,850		
その他	三折式パーテーション	式	2,200	550	大会議室5枚一式、会議室1枚料金
	インターネット回線	式	3,300	3,300	
備考 ・料金は1日1回あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。					

カ 練習室

部門	品名	単位	料金（円）	内容
楽器	フルコンサートピアノ（日本製）	台	7,700	カワイGS100、練習室1
	セミコンサートピアノ（日本製）	台	4,400	カワイCA70N、練習室3
舞台	楽士椅子	脚	110	ピアノ用、コントラバス用
	譜面台	台	110	
音響	移動型操作卓	台	4,400	カセットデッキ、CD、MD（練習室1のみ）
	マイクロフォン（有線）	本	330	
	マイクスタンド	台	220	
	移動型スピーカー	台	2,200	2台セット（練習室1のみ）
備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営西公園、大濠公園

2 位置

福岡市中央区西公園、大濠公園

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月12日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 集会所

イ 西公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
集会所	2,180円	3,270円	3,820円

ロ 大濠公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
座敷	2,710円	3,430円	3,070円
西の間	2,460円	3,060円	2,830円
次の間	1,470円	1,960円	1,720円
立礼席	2,690円	3,530円	3,090円
茶室(全室)	9,150円	11,030円	10,280円
茶室(八畳)	5,890円	7,020円	6,640円

備考 イ及びロの表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
茶道具	一式	1,510円
	一点	30円

(2) 駐車場

都市公園名	区分	単 位	金 額	
大濠公園	普通自動車 準中型自動車	1台	2時間以内	220円
			2時間を超えるとき30分ごとに	170円
	中型自動車 大型自動車	1台	3時間以内	1,560円
			3時間を超えるとき30分ごとに	260円

備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の規定するところによる。

(3) 都市公園の一部

都市公園名	有料部分	種別	単 位	金 額			
				個 人		団 体	
				一般	児童	一般	児童
大濠公園	日本庭園	入園料	1人・1回	250円	120円	200円	100円

備考

- この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 次の者の入園料は、無料とする。
 - 6歳未満の者
 - 65歳以上の者
 - 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - 障がい者

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (イ) 療育手帳の交付を受けている者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- イ 介護者
- 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県営名島運動公園
- 2 位置
福岡市東区名島二丁目
- 3 利用料金の承認年月日
令和元年9月12日
- 4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	990円

備考

- 1 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 2 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	3,560円

(2) 庭球場

単 位	金 額
1面2時間以内	680円

備考 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	540円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 研修室

単 位	金 額
1時間	370円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県営春日公園
- 2 位置
春日市原町三丁目

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月12日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	3,830円

備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
野球場の照明	全点灯	30分以内	11,390円
	60パーセント点灯		8,090円
	40パーセント点灯		5,530円
スコアボード		1回	1,380円
放送設備		1回	2,530円

(2) 庭球場

単 位		金 額	
庭球場	1面2時間以内	680円	
練習場	一 般	1回1時間以内	140円
	学 生	1回1時間以内	80円

備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- 2 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	540円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 球技場

単 位	金 額
4時間以内	9,920円
4時間を超えるとき1時間ごとに	2,480円

備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 球技場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
球技場の照明	全点灯	30分以内	79,850円
	50パーセント点灯		20,970円
	35パーセント点灯		14,800円
	17パーセント点灯		7,870円
スコアボード		1回	1,380円
放送設備		1回	2,530円
温水シャワー		1人・1回	120円

(4) 研修室

単 位	金 額
1時間	370円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営中央公園

2 位置

北九州市小倉北区、八幡東区、戸畑区

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月12日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

野球場

単 位	金 額
2時間以内	490円

備考 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営筑豊緑地

2 位置

飯塚市仁保、鹿毛馬

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月12日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	2,710円

備考

- 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	4,800円
スコアボード	1回	1,380円
放送設備	1回	2,530円

(2) 庭球場

単 位		金 額
庭球場	1面2時間以内	680円
練習場	一 般	1回1時間以内 140円
	学 生	1回1時間以内 80円

備考

- この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	540円

温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 多目的広場

単 位			金 額
球技場	全面	2時間以内	3,130円
	半面		1,560円
ソフトボール場	一面	2時間以内	620円

備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 多目的広場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
多目的広場の照明	球技場	全点灯	2,080円
		半点灯	1,040円
	ソフトボール場	30分以内	830円

(4) 研修室

単 位	金 額
1時間	370円

(5) プール等

イ 占用使用の場合

区 分		単 位	金 額
プー ル	夏季期間(屋内プール)	午前9時から正午まで	20,830円
		午後1時から午後5時まで	27,780円
		午後6時から午後9時まで	25,000円
		午前9時から午後5時まで	48,620円
		午後1時から午後9時まで	52,780円
		午前9時から午後9時まで	73,620円
		午前9時から正午まで	23,810円

夏季期間(屋外プール)	午後1時から午後5時まで	31,750円
	午前9時から午後5時まで	55,560円
温水期間(屋内プール)	午前9時から正午まで	31,270円
	午後1時から午後5時まで	41,690円
	午後6時から午後9時まで	37,520円
	午前9時から午後5時まで	72,960円
	午後1時から午後9時まで	79,220円
	午前9時から午後9時まで	110,490円
トレーニング室	午前9時から正午まで	9,430円
	午後1時から午後5時まで	12,570円
	午後6時から午後9時まで	11,320円
	午前9時から午後5時まで	22,000円
	午後1時から午後9時まで	23,890円
	午前9時から午後9時まで	33,320円

ロ 個人使用の場合

区 分		単 位	金 額	
プー ル	夏季期間 (屋内プ ール・屋 外プー ル)	2時間	一般	360円
			生徒	200円
			児童(屋内プールのみ)	150円
	温水期間 (屋内プ ール)	2時間を超えるとき 30分ごとに	一般	90円
			生徒	50円
			児童(屋内プールのみ)	40円
プー ル	夏季期間 (屋内プ ール・屋 外プー ル)	2時間	一般	520円
			生徒	310円
			児童	200円
	温水期間 (屋内プ ール)	2時間を超えるとき 30分ごとに	一般	130円
			生徒	80円
			児童	50円

トレーニング室	2時間	一般	360円
		小学生・生徒	180円
	2時間を超えるとき 1時間ごとに	一般	180円
		小学生・生徒	90円

備考

- この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- この表において「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるプール及びトレーニング室の占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 占有使用の場合、競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該

使用区分の10回分に相当する額とする。

9 次の者は、無料とする。

- 65歳以上の者
- 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障がい者

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- 療育手帳の交付を受けている者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 プール及びトレーニング室に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1回	2,530円
コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,410円
移動式電光掲示板	1回	6,830円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営筑後広域公園

2 位置

筑後市大字津島、みやま市瀬高町本郷、長田

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月12日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 庭球場

単 位		金 額
庭球場	1面2時間以内	680円

備考 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	540円

(2) 多目的広場

単 位			金 額
多目的運動場	全面	2時間以内	3,130円
	半面		1,560円
多目的広場	全面	2時間以内	620円
	半面		310円

備考

1 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 多目的運動場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額	
多目的運動場の照明	全点灯	30分以内	2,400円
	内野点灯		1,250円

外野点灯

1,460円

(3) 研修室

単 位	施設名	金 額
1時間	管理宿泊棟を除く	370円
	管理宿泊棟	2,080円

備考

筑後広域公園管理宿泊棟の研修室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、1,040円とする。

(4) 体育館

イ 占用使用の場合

区分	単位・金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	3,710円	4,950円	6,190円	8,670円	11,150円	14,870円

ロ 個人使用の場合

単 位	金 額	
2時間	一般	240円
	小学生・生徒	100円
2時間を超えるとき1時間ごとに	一般	120円
	小学生・生徒	50円

備考

1 この表において「占用使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。

2 この表において「小学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者

をいう。

- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占用使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 4 占用使用の場合、利用者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 6 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分の額に、使用する電気の実費に相当する額を加算する。
- 7 アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で占用使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。
- 8 次の者は、無料とする。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 障がい者
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (イ) 療育手帳の交付を受けている者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2

級の精神障害者を介護する者

9 体育館に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
体育館の冷房	1時間	9,060円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(5) 宿泊施設

イ 一般利用の場合

区 分	単位・金額	
	1人利用	2人以上利用
Sタイプ	8,770円	7,670円
Aタイプ	6,580円	5,480円
Bタイプ	5,480円	4,380円
Cタイプ	4,380円	

ロ 合宿利用の場合

単 位	金 額
1人	1,670円

備考

- 1 この表において「Sタイプ」、「Aタイプ」、「Bタイプ」又は「Cタイプ」とは、それぞれ14畳以上の部屋、10畳部屋、8畳部屋又は6畳部屋のことをいう。
- 2 この表において「合宿利用」とは、8名以上が同時に備考1に規定する部屋以外の部屋を利用して宿泊する形態のことをいう。
- 3 この表中の金額は、いずれも1泊、1人当たりの料金とする。
- 4 表中の料金には、食事は含まない。
- 5 宿泊施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
浴場	1人・1回	520円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営筑後広域公園（プール）

2 位置

みやま市瀬高町本郷

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月12日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 研修室

単 位	金 額
1時間	370円

(2) プール等

イ 占用使用の場合

区 分		単 位	金 額
プール	夏季期間(屋内プール)	午前9時から正午まで	20,830円
		午後1時から午後5時まで	27,780円
		午後6時から午後9時まで	25,000円
		午前9時から午後5時まで	48,620円
		午後1時から午後9時まで	52,780円
		午前9時から午後9時まで	73,620円
	夏季期間(屋外プール)	午前9時から正午まで	23,810円
		午後1時から午後5時まで	31,750円
		午前9時から午後5時まで	55,560円

温水期間(屋内プール)	午前9時から正午まで	31,270円
	午後1時から午後5時まで	41,690円
	午後6時から午後9時まで	37,520円
	午前9時から午後5時まで	72,960円
	午後1時から午後9時まで	79,220円
	午前9時から午後9時まで	110,490円
トレーニング室	午前9時から正午まで	9,430円
	午後1時から午後5時まで	12,570円
	午後6時から午後9時まで	11,320円
	午前9時から午後5時まで	22,000円
	午後1時から午後9時まで	23,890円
	午前9時から午後9時まで	33,320円
フィットネスルーム	2時間	900円

ロ 個人使用の場合

区 分		単 位	金 額	
プール	夏季期間(屋内プール・屋外プール)	2時間	一般	360円
			生徒	200円
			児童(屋内プールのみ)	150円
		2時間を超えるとき 30分ごとに	一般	90円
			生徒	50円
			児童(屋内プールのみ)	40円
	温水期間(屋内プール)	2時間	一般	520円
			生徒	310円
			児童	200円
2時間を超えるとき 30分ごとに		一般	130円	
		生徒	80円	
		児童	50円	

トレーニング室	2時間	一般	360円
		小学生・生徒	180円
	2時間を超えるとき 1時間ごとに	一般	180円
		小学生・生徒	90円
フィットネスルーム	2時間	一般	200円
		小学生・生徒	100円
	2時間を超えるとき 1時間ごとに	一般	100円
		小学生・生徒	50円

備考

- この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- この表において「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるプール及びトレーニング室の占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 占有使用の場合、競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額

は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。

9 次の者は、無料とする。

- 65歳以上の者
- 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障がい者

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- 療育手帳の交付を受けている者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 プール、トレーニング室及びフィットネスルームに附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1回	2,530円
コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,410円
移動式電光掲示板	1回	6,830円
フィットネスルームの音響装置	2時間	570円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、筑後広域公園芸術文化交流施設の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
筑後広域公園芸術文化交流施設
- 2 位置
筑後市大字津島1131
- 3 利用料金の承認年月日
令和元年9月12日
- 4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 駐車場

区 分	単 位		金 額
普通自動車	1台	2時間以内	無料
		2時間を超えると1時間ごとに	100円

(2) 本館施設及び別館施設

区 分	単 位 ・ 金 額						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
大交流室	平日	9,930円	13,240円	13,240円	23,170円	26,480円	36,410円
	土・日・休日	11,910円	15,880円	15,880円	27,800円	31,770円	43,700円
教室・工房1	2,440円	3,250円	3,250円	5,710円	6,520円	8,980円	
教室・工房2	2,440円	3,250円	3,250円	5,710円	6,520円	8,980円	
教室・工房3	1,850円	2,460円	2,460円	4,310円	4,940円	6,790円	
教室・工房4	1,750円	2,340円	2,340円	4,100円	4,680円	6,440円	
教室・工房5	3,330円	4,440円	4,440円	7,770円	8,880円	12,210円	

教室・工房6	1,500円	2,000円	2,000円	3,510円	4,010円	5,530円
エントランスギャラリー	1,050円	1,410円	1,410円	2,480円	2,840円	3,910円
教室・工房A	3,600円	4,810円	4,810円	8,430円	9,630円	13,250円
教室・工房B	1,530円	2,040円	2,040円	3,580円	4,100円	5,640円
教室・工房C	1,720円	2,300円	2,300円	4,030円	4,600円	6,330円

備考

- 1 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とはこれらの日以外の日をいう。
- 2 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 3 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の額は、次のとおりとする。
 - (1) 超過時間が正午から午後5時までの場合
超過時間1時間につき、午後1時から午後5時までの額の1時間当たりの額
 - (2) 超過時間が午後5時から午後9時までの場合
超過時間1時間につき、午後6時から午後9時までの額の1時間当たりの額
超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。
- 4 本館施設及び別館施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
音響装置	大交流施設	1式・1回	1,730円
	教室・工房3	1式・1回	1,150円
演台・花台		1式・1回	680円
司会者台		1式・1回	200円
ダイナミックマイクロホン		1本・1回	320円

ワイヤレスマイクロホン	1本・1回	910円	
卓上型マイクスタンド	1本・1回	60円	
床上型マイクスタンド	1本・1回	60円	
ビデオプロジェクター	1式・1回	940円	
移動式スピーカー	1式・1回	460円	
移動式スクリーン	1式・1回	610円	
テレビモニター	1式・1回	680円	
電気ろくろ	1式・1回	1,330円	
電気窯	本焼	1台・1回	4,220円
	素焼	1台・1回	2,640円

備考

- この表に掲げる設備（電気窯を除く。）の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、大濠公園能楽堂の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
大濠公園能楽堂
- 位置
福岡市中央区大濠公園1番5号
- 利用料金の承認年月日
令和元年9月12日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

区分		単位・金額					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	
入場料を徴収しない場合	舞台	平日	11,340円	15,160円	26,510円	13,650円	28,820円
		土・日・休日	14,120円	18,980円	33,110円	16,900円	35,890円
	見所	平日	26,160円	34,960円	61,130円	31,380円	66,340円
		土・日・休日	32,760円	43,650円	76,410円	39,360円	83,010円
	楽屋	平日	6,130円	8,090円	14,220円	7,400円	15,500円
		土・日・休日	7,630円	10,180円	17,820円	9,140円	19,330円
全館	平日	43,640円	58,220円	101,870円	52,440円	110,670円	
	土・日・休日	54,530円	72,820円	127,350円	65,410円	138,240円	
入場料を徴収する場合	舞台	平日	22,690円	30,340円	53,030円	27,210円	57,550円
		土・日・休日	28,360円	37,860円	66,230円	34,030円	71,900円
	見所	平日	52,450円	69,820円	122,280円	62,990円	132,820円
		土・日・休日	65,540円	87,310円	152,850円	78,620円	165,940円
	楽屋	平日	12,150円	16,320円	28,470円	14,580円	30,910円
		土・日・休日	15,270円	20,380円	35,650円	18,290円	38,670円
全館	平日	87,290円	116,490円	203,790円	104,790円	221,290円	
	土・日・休日	109,180円	145,560円	254,750円	130,960円	276,520円	

備考

- この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- この表において「入場料を徴収する場合」とは、使用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合をいう。

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第6条第2項の

規定に基づき、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立北九州勤労青少年文化センター

2 位置

北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月17日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

(1) 施設利用料金

ア 小ホール

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
平日	6,690円	10,040円	10,040円	16,730円	20,080円	26,770円
土・日・休日	8,030円	12,040円	12,040円	20,070円	24,080円	32,110円

イ 本館各施設

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
展示ホール	2,410円	3,610円	3,610円	6,020円	7,220円	9,630円
第一会議室	550円	820円	820円	1,370円	1,640円	2,190円
第二会議室	740円	1,110円	1,110円	1,850円	2,220円	2,960円
第三会議室	550円	820円	820円	1,370円	1,640円	2,190円
第一研修室	1,850円	2,780円	2,780円	4,630円	5,560円	7,410円
第二研修室	1,480円	2,230円	2,230円	3,710円	4,460円	5,940円
美術室	1,480円	2,230円	2,230円	3,710円	4,460円	5,940円
音楽室	1,290円	1,940円	1,940円	3,230円	3,880円	5,170円

写真室	1,290円	1,940円	1,940円	3,230円	3,880円	5,170円
茶室	360円	550円	550円	910円	1,100円	1,460円
和室	550円	820円	820円	1,370円	1,640円	2,190円

ウ 体育館

占用利用

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
競技場	平日	4,260円	5,690円	5,690円	9,950円	11,380円	15,640円
	土・日・休日	5,250円	7,010円	7,010円	12,260円	14,020円	19,270円
その他の各施設	平日	720円	1,110円	1,110円	1,830円	2,220円	2,940円
	土・日・休日	720円	1,110円	1,110円	1,830円	2,220円	2,940円

個人利用

区分		小学生・中学生	高校生・勤労青少年	一般
体育館	2時間につき	50円	70円	120円

エ プール

区分		基本料金 (2時間以内)	超過料金 (30分以内)
普通券	一般	個人	180円
		団体	1人につき 160円
	勤労青少年・生徒	個人	120円
		団体	1人につき 110円
小学生	個人	70円	
	団体	1人につき 60円	
回数券	一般	10回分	1,620円
	勤労青少年・生徒	〃	1,080円
	小学生	〃	630円

オ 庭球場

区分		料金（2時間以内）	
普通券	一般	260円	
	勤労青少年・生徒	130円	
	小学生	90円	
回数券	一般	10回分	2,340円
	勤労青少年・生徒	〃	1,170円
	小学生	〃	810円
占用利用	1面1回	1,380円	

備考

- 小ホール利用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合、営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は規則で定めるところにより、電気、水道又はガスの使用料金の実質に相当する額を基本額に加算して徴収する。
- 「土・日・休日」とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- 「占用利用」とは、競技大会、練習会等において、センターの施設を独占的に利用する場合を、「個人利用」とは、占用利用以外の場合をいう。
- 「小学生」とは小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する児童を、「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する生徒を、「高校生」とは高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在籍する生徒を、「勤労青少年」とは規則で定めるところにより就労している旨の証明を受けた者をいい、「一般」とは小学生、中学生、高校生及び勤労青少年以外の者を、「生徒」とは中学生及び高校生をいう。
- 回数券による利用は、1日1回に限るものとし、その利用時間は2時間を超えることができないものとする。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 小ホール若しくは本館各施設を利用する場合又は体育館を占用利用する場合の超過利用料金

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から午前9時まで	施設利用料金に掲げる午前9時から正午までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後5時まで	施設利用料金に掲げる午後1時から午後5時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後5時から午後9時まで	施設利用料金に掲げる午後6時から午後9時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額

イ 体育館を個人利用する場合の超過利用料金

時間区分	超過利用料金
1時間未満	施設利用料金に掲げる額の50パーセントに相当する額
1時間以上2時間以内	施設利用料金に掲げる額

ウ 小ホールの利用者が、練習、準備等のために小ホールを利用する場合

施設利用料金に定める額の70パーセントに相当する額

エ 体育館の競技場の一部を占用利用する場合

施設利用料金に定める額に当該競技場総面積に占める占用利用する面積の割合を乗じて得た額

(3) 付属設備等利用料金

区分	品名	単位	金額 (1回につき)	備考
----	----	----	---------------	----

小ホール	ボーダーライト	1式	360円	100ワット
	アッパーホリゾンライト	1式	480円	500ワット
	サスペンションライト	1台	180円	500ワット
	シーリングスポットライト	1式	740円	500ワット
	スタンド	1台	110円	
	拡声装置	1式	2,470円	
	マイクロホン	1本	360円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	980円	1チャンネル
	テープレコーダー	1台	610円	
	レコードプレーヤー	1台	610円	
	スクリーン	1式	1,230円	スクリーンのみ利用の場合
	コンセント	1個	110円	
	一六ミリ映写機	1台	2,470円	
	演台	1台	240円	
	ピアノ	1台	1,230円	調律料は含まない。
ピンスポットライト	1台	610円		
金屏風	1双	610円		
音楽室	ステレオ	1式	1,230円	
	ピアノ（アップライト）	1台	1,230円	
体育館	ストップウォッチ	1個	60円	
	フロアシート	1枚	110円	
	コインロッカー	1口	50円	
全館共通	長机	1脚	60円	
	折りたたみ椅子	1脚	20円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	610円	
	黒板	1台	110円	
	スライド映写機	1台	610円	

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第6条第2項及び久留米市と福岡県との間の久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備に係る事務の委託に関する規約の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等
- 位置
久留米市東櫛原町170-1
- 利用料金の承認年月日
令和元年9月27日
- 利用料金（令和元年10月1日以降）
 - 陸上競技場

区 分	4時間以内	4時間を超えて 8時間以内	超過1時間ごと
-----	-------	------------------	---------

競技場	占用使用	入場料を徴収しない場合	児童生徒	3,340円	6,570円	860円
			一般	8,300円	16,490円	2,070円
		入場料を徴収する場合		32,990円	65,980円	6,570円
個人使用	単券	児童生徒	40円	(回数券)	400円	
		一般	50円	(11枚券)	500円	
附属施設	会議室	1時間につき			150円	
	合宿所	児童生徒			330円	
		一般			490円	
浴室	一回				830円	

(2) 補助競技場

区分		4時間以内	4時間を超えて8時間以内	超過1時間ごと
競技場	占用使用	児童生徒 860円	1,610円	210円
	一般	3,340円	6,570円	830円
個人使用	児童生徒	無料		
	一般	無料		

(3) 体育館

区分		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後8時から午後9時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
入場料を徴収する場合	平日	6,360円	4,240円	4,240円	5,320円	2,640円	8,520円	7,960円	14,920円	22,880円
	土・日・休日	7,640円	5,080円	5,080円	6,360円	3,160円	10,200円	9,560円	17,880円	27,440円
入場料を徴収しない場合	平日	31,960円	21,280円	21,280円	26,600円	13,280円	42,600円	39,920円	74,640円	114,520円

競技場	インアリーナ	入場料を徴収する場合	その他の場合	土・日・休日	全面	38,360円	25,360円	25,360円	31,960円	15,960円	31,120円	47,920円	89,560円	99,080円	137,440円	
			アマチュアスポーツのために利用する場合	平日	全面	19,160円	12,760円	12,760円	15,960円	7,960円	25,560円	23,960円	44,760円	49,520円	68,720円	
			その他の場合	土・日・休日	全面	23,000円	15,240円	15,240円	19,160円	9,560円	30,680円	28,760円	53,720円	59,480円	82,440円	
		入場料を徴収しない場合	その他の場合	平日	全面	57,560円	34,080円	34,080円	39,920円	19,960円	68,300円	59,920円	125,760円	128,120円	185,680円	
			アマチュアスポーツのために利用する場合	土・日・休日	全面	76,720円	42,600円	42,600円	47,920円	23,960円	85,240円	71,880円	162,000円	157,160円	233,920円	
			その他の場合	平日	全面	1,940円	1,280円	1,280円	1,600円	800円	2,580円	2,420円	4,560円	5,020円	6,960円	
	サブアリーナ	入場料を徴収する場合	その他の場合	土・日・休日	全面	2,320円	1,540円	1,540円	1,940円	960円	3,100円	2,920円	5,460円	6,020円	8,360円	
			アマチュアスポーツのために利用する場合	平日	全面	9,720円	6,480円	6,480円	8,100円	4,040円	12,980円	12,180円	22,800円	25,140円	34,880円	
			その他の場合	土・日・休日	全面	11,660円	7,760円	7,760円	9,740円	4,860円	15,580円	14,620円	27,360円	30,200円	41,870円	
		入場料を徴収しない場合	その他の場合	平日	全面	5,820円	3,880円	3,880円	4,860円	2,420円	7,780円	7,300円	13,680円	15,080円	20,920円	
			アマチュアスポーツのために利用する場合	土・日・休日	全面	6,980円	4,660円	4,660円	5,940円	2,920円	9,340円	8,760円	16,400円	18,120円	25,120円	
			その他の場合	平日	全面	17,500円	10,380円	10,380円	12,180円	6,080円	20,760円	18,280円	38,200円	39,040円	56,360円	
個人使用	2時間につき	児童生徒	1回										120円			
		一般	1回											200円		
トレーニング室	健康・体力測定室	1時間につき	児童生徒	1回											100円	
			一般	1回												180円
		1時間につき	児童生徒	1回												180円
			一般	1回												130円
		1時間につき	児童生徒	1回												550円
			一般	1回												1,920円
	トレーニング室	2時間につき	児童生徒	1回												200円
			一般	1回												2,000円
		1時間につき	児童生徒	1回												300円
			一般	1回												3,800円
	ジャウリング	1人													100円	

(4) テニスコート

区分	金額
----	----

競技場	占用使用面1	2時間以内			490円
	個人使用	児童生徒2時間以内	単券	100円	(回数券) 11枚券 1,000円
		一般2時間以内		190円	1,900円

備考

- 「占用使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種類	設備・器具名	単位	利用料金
陸上競技場	放送設備	1式 1日	1,230円
	ロッカー	1回	20円
	湯沸し設備	1日	360円
	競技用器具	1式 1日	1,230円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円
体育	椅子	1脚 1回	10円
	全自動電気計時装置	1式 1日	3,180円
	放送設備	1式 1回	3,180円
	電光得点表示盤	1式 1回	2,540円
	30秒タイマー計	1式 1回	120円
	ファール回数表示器	1式 1回	120円
	タイムアウト要求器	1式 1回	120円
	ショットクロック	1式 1回	120円
	ポジション表示器	1式 1回	120円
	オフィシャルテーブル	1式 1回	120円
	大響ブザー	1式 1回	120円
	スクリーン	1式 1回	610円
	プロジェクター	1台 1回	940円
	長机	1脚 1回	60円
	椅子	1脚 1回	30円
演台	1式 1回	680円	
ポータブルステージ	1台 1回	200円	

館	フロアシート	1枚 1回	110円
	両面掲示板	1台 1回	110円
	つりバトン	1本 1回	280円
	バスケットボール	1面 1回	360円
	ミニバスケットボール	1面 1回	240円
	バレーボール	1面 1回	240円
	ハンドボール	1面 1回	360円
	バドミントン	1面 1回	120円
	卓球	1台 1回	120円
	ソフトバレーボール	1面 1回	240円
	テニス	1面 1回	120円
	フットサル	1面 1回	360円
	器械体操用具	1種目 1回 (1セット)	120円

種類	設備・器具名	単位	利用料金
テニスコート	放送設備	1式 1日	1,230円
	湯沸し設備	1日	360円
	競技用器具	1式 1日	1,230円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円

- 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に、メインアリーナは200を、サブアリーナは10を、その他の施設は100を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額とする。
- 利用者が体育館を占有使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、(3)体育館に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区	分	利用料金
電	気	実費相当額
冷	暖房	実費相当額

- 体育館のメインアリーナは、2分の1、3分の1又は4分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1とする。
- 体育館のサブアリーナは、2分の1の面積で、大研修室は、3分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、サブアリーナは、当該使用区分の額の2

分の1、大研修室は、当該使用区分の額の3分の1とする。

(5) 野球場

区 分		9時から 12時まで	12時から 15時まで	15時から 18時まで	18時から 21時まで
野球場 入場料を徴収しない場合	児童・生徒の場合	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円
	一般の場合	2,610円	2,610円	2,610円	2,610円
	職業野球の場合	1時間につき（以後1時間を単位として同額を加算）			
野球場 入場料を徴収する場合	児童・生徒の場合	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分
	一般の場合	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分
	職業野球の場合	最高入場料の200人分に110,000円を加算した額			
附属施設	会 議 室	1時間につき（以後、1時間を単位として同額を加算）			410円
	放 送 設 備	1日 1回につき			1,040円
	ス コ ア ボ ー ド	30分につき（以後30分を単位として同額を加算）			1,000円
	照 明 設 備	30分につき（以後30分を単位として同額を加算）			3,300円
	冷 暖 房 設 備	1時間につき	1室（以後、1時間を単位として同額を加算）		100円
	温 水 シ ャ ワ ー 設 備	5分につき	1機		

備考

- 文化及び福祉の向上を図るための事業で指定管理者が特に認めた場合は、一般の場合の使用料を適用する。
- 特別の事情により、使用時間の区分以外の時間に使用する場合は、1時間につき、この表で定める使用料1時間当たりの金額を使用料の額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。

(6) 武道場及び弓道場

区 分		使 用 料		
武道場 畳敷き武道場又は板張り武道場	全面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	3,250円
		入場料を徴収する場合	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	9,770円
	半面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	1,630円
		入場料を徴収する場合	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	4,880円
	1/4面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	810円
		入場料を徴収する場合	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	2,440円
	個人利用		2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	200円
	控室（1室につき）		1時間につき （以後1時間を単位として同額を加算）	200円

区 分		使 用 料		
弓道場	専用使用	温水シャワー設備（1機につき）	5分につき 100円	
		全面使用	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	1,520円
		主道場	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	1,220円
	遠的練習場	2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	300円	
個人利用		2時間につき （以後2時間を単位として同額を加算）	200円	

備考

- 冷暖房設備を使用する場合には、この表に掲げる額に実費相当額を加算した額とする。
- 特別の事情により、開館時間以外の時間に使用する場合は、1時間を単位として、この表で定める使用料の1時間当たりの金額を使用料の額とする。

(7) 補助競技場及びテニスコートの照明設備

区 分		使 用 料	
補助競技場	照明設備	全面使用	2時間以内 5,500円
		半面使用	2時間以内 3,300円
テニスコート	照明設備	専用使用 （1面につき）	2時間以内 870円
		個人利用 （1人につき）	2時間以内 200円

備考 使用時間が2時間を超える場合は、当該超える時間につき、2時間以内を単位として本表の額を加算する。

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条の4第2項及び第11条の4第2項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金を承認したので、同条例第5条の4第4項及び第11条の4第4項の規定により次のように公示する。

令和元年9月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

- (1) 福岡県男女共同参画センター
 (2) 福岡県総合福祉センター

2 位置

春日市原町三丁目1番地7

3 利用料金の承認年月日

令和元年9月13日

4 利用料金（令和元年10月1日以降）

- (1) 福岡県男女共同参画センター

ア 占用使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
音楽室	1,910円	2,550円	2,340円	4,460円	4,890円	6,800円
工芸室	1,910円	2,550円	2,340円	4,460円	4,890円	6,800円
スタジオ	1,590円	2,120円	1,910円	3,710円	4,030円	5,620円
OAルーム	2,230円	2,980円	2,660円	5,210円	5,640円	7,870円
スタディールーム	1,910円	2,550円	2,340円	4,460円	4,890円	6,800円
セミナールーム	A	1,590円	2,120円	1,910円	3,710円	4,030円
	B	2,230円	2,980円	2,660円	5,210円	5,640円
	C	1,590円	2,120円	1,910円	3,710円	4,030円
フィットネスルーム	2,550円	3,400円	3,080円	5,950円	6,480円	9,030円

備考

- 1 「占用使用」とは、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合をいう。
- 2 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定

める額に100分の300を乗じて得た額とする。

- 3 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

- (1) 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
- (2) 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

- 4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	品 名	単 位	金 額
音楽室	音響装置	1式（1回）	1,140円
スタジオ	放送設備	1式（1回）	1,170円
セミナールーム	ビデオプロジェクター	1式（1回）	950円
	スライド映写機	1式（1回）	570円
	オーバーヘッドプロジェクター	1式（1回）	570円
	ダイナミックマイクロホン	1本（1回）	340円
	ワイヤレスマイクロホン	1本（1回）	920円
	床置型マイクスタンド	1本（1回）	60円
サロン	卓上型マイクスタンド	1本（1回）	60円
	団体専用ロッカー	1口（1月）	310円

(備考)

- ① この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

② 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

イ 個人使用の場合の利用料金

種類	単位	区分	料金（1人）
フィットネスルーム	2時間	一般	210円
		児童・生徒	100円

備考

- 「個人使用」とは、占用使用以外の場合をいう。
- 「児童・生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童・生徒以外の者をいう。
- 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。
- 1回の使用につき、2時間を超えて連続して使用する場合の利用料金の額は、超過時間1時間につき、この表に掲げる利用料金の額の1時間当たりの額とする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(2) 福岡県総合福祉センター

ア 本館施設利用料金

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
クローバーホール	7,340円	9,780円	8,830円	17,120円	18,610円	25,950円
第1和室	1,910円	2,540円	2,330円	4,450円	4,870円	6,780円
第2和室	1,910円	2,540円	2,330円	4,450円	4,870円	6,780円

第3和室	A	1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円	5,610円
	B	1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円	5,610円
501 研修室		3,820円	5,100円	4,570円	8,920円	9,670円	13,490円
502 研修室		1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円	5,610円
503 研修室		950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円
504 研修室		950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円
505 研修室		950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円
506 研修室	A	2,230円	2,970円	2,650円	5,200円	5,620円	7,850円
	B	1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円	5,610円
507 研修室		950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円
508 研修室	A	2,870円	3,820円	3,400円	6,690円	7,220円	10,090円
	B	2,540円	3,400円	3,080円	5,940円	6,480円	9,020円
学習室		1,910円	2,540円	2,330円	4,450円	4,870円	6,780円
視聴覚室		1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円	5,610円
創作工房		2,230円	2,970円	2,650円	5,200円	5,620円	7,850円
調理実習室		6,060円	8,080円	7,230円	14,140円	15,310円	21,370円

イ 体育館施設利用料金

(ア) 占用使用の場合の利用料金

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール	20,440円	27,250円	24,480円	47,690円	51,730円	72,170円
体育館	3,820円	5,100円	4,570円	8,920円	9,670円	13,490円
プール	夏季期間	17,880円	23,840円	21,500円	41,720円	45,340円
	温水期間	26,820円	35,770円	32,150円	62,590円	67,920円
卓球室 1室	950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円
トレーニング室	7,340円	9,780円	8,830円	17,120円	18,610円	25,950円
アーチェリー場	2,870円	3,820円	3,400円	6,690円	7,220円	10,090円

(イ) 個人使用の場合の利用料金

種 類		単 位	区 分	料 金 (1人)
体育館・卓球室		2時間	一般	310円
			児童・生徒	150円
プール	夏季期間	2時間	一般	360円
			生徒	200円
			児童	150円
	温水期間	2時間	一般	520円
			生徒	310円
			児童	200円
トレーニング室		2時間	一般	360円
			小学生・生徒	180円
アーチェリー場		2時間	一般	310円
			高校生	150円

ウ 屋外施設利用料金

区 分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
グラウンド		1,580円	2,120円	3,700円
ゲートボール場	1面	950円	1,270円	2,220円

エ 宿泊室利用料金

種 類	単 位	料 金 (1人)
宿泊室	1泊	3,180円

オ 駐車場利用料金

種 類	単 位	料 金 (1台)
駐車場	2時間以内	無料
	2時間を超えるとき30分ごとに	150円

備考

- 「占用使用」とは、講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小

学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校及びこれに準ずるものの児童を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

- 「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるクローバーホール及び占用使用の場合の体育館施設の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額の2割増の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 本館施設、占用使用の場合の体育館施設及び屋外施設において、利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。
 - 本館施設、占用使用の場合の体育館施設及び屋外施設の利用料金の額
 - 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

ロ 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（屋外施設の場合を除く。）

(2) 個人使用の場合の体育館施設の利用料金の額

超過時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の1時間当たりの額とする。ただし、プールの個人使用については、超過時間30分につき、この表に定める利用料金の額の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

7 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区分	品名	単位	金額	備考
大ホール	演台・花台	1式(1回)	680円	
	司会者台	1式(1回)	200円	
	テーブル	1台(1回)	70円	
	いす	1脚(1回)	40円	
	つりバトン	1式(1回)	570円	
	ボーダーライト	1式(1回)	330円	
	アッパーホリゾンライト	1式(1回)	910円	
	ロアーホリゾンライト	1式(1回)	910円	
	サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
	シーリングライト	1台(1回)	310円	1.5キロワット
	フォロースポット	1台(1回)	1,140円	2キロワット
	フットライト	1式(1回)	280円	
	音響装置	1式(1回)	1,730円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	570円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	520円	
	移動型スピーカー	1式(1回)	470円	
はね返りスピーカー	1式(1回)	310円		

クローバーホール	演台・花台	1式(1回)	680円	
	司会者台	1式(1回)	200円	
	テーブル	1台(1回)	70円	
	いす	1脚(1回)	40円	
	ボーダーライト	1式(1回)	330円	
	アッパーホリゾンライト	1式(1回)	910円	
	ロアーホリゾンライト	1式(1回)	910円	
	サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
	シーリングライト	1台(1回)	210円	1キロワット
	フロントサイドライト	1台(1回)	210円	1キロワット
	スタンド	1式(1回)	110円	
	音響装置	1式(1回)	1,730円	
	つりマイク装置	1式(1回)	330円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	570円	
	デジタルカセットテープレコーダー	1台(1回)	740円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	520円	
映写機	1式(1回)	4,620円		
ステージスピーカー	1式(1回)	470円		
はね返りスピーカー	1式(1回)	310円		
研修室	音響装置	1式(1回)	1,140円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	950円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	570円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	520円	
視聴覚室	音響装置	1式(1回)	1,140円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	950円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	570円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	520円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	330円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	910円	

	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
その他	オーバーヘッドプロジェクター	1式(1回)	570円	
	資料提示装置	1式(1回)	950円	
	スライド映写機	1式(1回)	570円	
	16ミリ映写機	1式(1回)	570円	
	ビデオデッキ	1式(1回)	680円	
	コンデンサーマイクロホン	1本(1回)	570円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	330円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	910円	
	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	コインロッカー	1口(1回)	100円	
体育館施設	電光得点表示盤	1式(1回)	840円	
	フロアシート	1枚(1回)	270円	
	プール自動計時装置	1式(1回)	1,050円	

(備考)

- ① この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
- ② 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
- 8 体育館及びアーチェリー場は2分の1の面積で、プールは1コースで占有使用できるものとし、この場合の利用料金の額は、体育館及びアーチェリー場は当該使用区分の利用料金の額の2分の1、プールは当該使用区分の利用料金の額の6分の1（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とす

る。

- 9 体育館施設の個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。
- 10 駐車場を2時間を超えて使用する場合において、駐車時間に30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は30分として算定する。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2314回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2314回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和元年10月2日から
令和元年10月22日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和元年10月25日
- 7 当せん金支払開始日 令和元年10月30日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本

組 違 い 賞			
2	等	100,000円	24本
3	等	300,000円	50本
4	等	30,000円	250本
5	等	5,000円	2,500本
6	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2315回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2315回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和元年10月9日から
令和元年10月29日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和元年10月9日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	3,000,000円	6本
2 等	50,000円	300本
3 等	10,000円	1,500本
4 等	3,000円	9,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2316回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2316回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和元年10月23日から

令和元年11月12日まで

- 6 抽 せ ん 日 令和元年11月15日
 7 当せん金支払開始日 令和元年11月20日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	15,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	29本
2 等	500,000円	30本
3 等	50,000円	300本
4 等	5,000円	3,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2317回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2317回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
 150万通
 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 令和元年10月30日から
 令和元年11月12日まで
 6 当せん金支払開始日 令和元年10月30日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	135本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	2,000円	12,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2318回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名称 第2318回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和元年11月6日から
令和元年11月19日まで
- 6 抽せん日 令和元年11月22日
- 7 当せん金支払開始日 令和元年11月27日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	300,000円	90本
3等	5,000円	6,000本
4等	1,000円	30,000本
5等	200円	300,000本
実りの秋賞	200,000円	300本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2319回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2319回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和元年11月13日から
令和元年11月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和元年11月13日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	15本
2等	100,000円	135本
3等	10,000円	2,250本
4等	2,000円	12,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2320回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2320回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和元年11月27日から
令和元年12月10日まで
- 6 抽せん日 令和元年12月13日
- 7 当せん金支払開始日 令和元年12月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	500,000円	25本
3等	50,000円	250本
4等	5,000円	2,500本
5等	1,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2321回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2321回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和元年11月27日から
令和元年12月10日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和元年11月27日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	15本
2等	100,000円	135本
3等	10,000円	2,250本
4等	2,000円	12,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2322回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2322回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和元年12月11日から
令和元年12月23日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和元年12月11日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	15本
2等	50,000円	60本
3等	10,000円	450本
4等	3,000円	7,500本

5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2323回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2323回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和元年12月18日から
令和2年1月7日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和元年12月18日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	25本

2	等	100,000円	225本
3	等	10,000円	3,750本
4	等	2,000円	20,000本
5	等	1,000円	50,000本
6	等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2324回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2324回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,500,000,000円
10万通 75組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和元年12月25日から
令和2年1月14日まで
- 6 抽せん日 令和2年1月17日

7 当せん金支払開始日 令和2年1月22日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	150,000,000円	1本
前後賞	25,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	74本
2等	1,000,000円	75本
3等	10,000円	7,500本
4等	1,000円	75,000本
5等	200円	750,000本
初夢賞	100,000円	750本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2325回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2325回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円

10万通 20組

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
5 発 売 期 間 令和2年1月8日から
令和2年1月21日まで
6 抽 せ ん 日 令和2年1月24日
7 当せん金支払開始日 令和2年1月29日
8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	19本
2 等	500,000円	20本
3 等	50,000円	200本
4 等	5,000円	2,000本
5 等	1,000円	20,000本
6 等	100円	200,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2326回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2326回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
4 証 票 金 額 1枚 200円
5 発 売 期 間 令和2年1月8日から
令和2年1月21日まで
6 当せん金支払開始日 令和2年1月8日
7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	3,000,000円	15本
2 等	50,000円	60本
3 等	10,000円	450本
4 等	3,000円	7,500本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2327回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2327回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年1月15日から
令和2年1月28日まで
- 6 抽せん日 令和2年1月31日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年2月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	60,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	30本
3等	2,000円	30,000本
4等	200円	300,000本
新春幸運賞	100,000円	300本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2328回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2328回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年1月22日から
令和2年2月4日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年1月22日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	10本
2等	100,000円	90本
3等	10,000円	1,500本
4等	2,000円	8,000本
5等	1,000円	20,000本
6等	200円	100,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2329回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2329回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証券金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和2年1月29日から
令和2年2月11日まで
- 6 抽せん日 令和2年2月14日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年2月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	500,000円	25本
3等	30,000円	500本
4等	5,000円	2,500本
5等	1,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証券は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2330回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2330回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
15万通
- 4 証券金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年2月5日から
令和2年2月18日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年2月5日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	15本
2等	300,000円	30本
3等	10,000円	450本
4等	3,000円	4,500本

5	等	1,000円	30,000本
6	等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2331回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2331回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年2月19日から
令和2年3月3日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年2月19日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	15本

2	等	100,000円	135本
3	等	10,000円	2,250本
4	等	2,000円	12,000本
5	等	1,000円	30,000本
6	等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2332回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2332回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和2年2月26日から
令和2年3月10日まで
- 6 抽せん日 令和2年3月13日

7 当せん金支払開始日 令和2年3月18日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	10,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	24本
2 等	500,000円	25本
3 等	50,000円	250本
4 等	5,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2333回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2333回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円

200万通

4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 令和2年2月29日から
令和2年3月17日まで

6 当せん金支払開始日 令和2年2月29日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	3,000,000円	20本
2 等	50,000円	80本
3 等	10,000円	600本
4 等	3,000円	10,000本
5 等	1,000円	40,000本
6 等	200円	200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2334回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2334回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年3月11日から
令和2年3月31日まで
- 6 抽せん日 令和2年4月3日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年4月8日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	34本
2等	300,000円	70本
3等	10,000円	3,500本
4等	2,000円	35,000本
5等	200円	350,000本
春きらきら賞	100,000円	700本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2335回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和元年9月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2335回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年3月11日から
令和2年3月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年3月11日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	20本
2等	100,000円	200本
3等	10,000円	3,000本
4等	2,000円	15,000本
5等	1,000円	40,000本
6等	200円	200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。